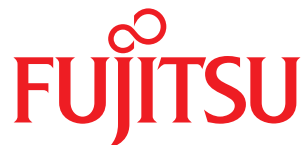


株主のみなさまへ

富士通株式会社 第117期報告書

自 2016年4月1日
至 2017年3月31日



目 次

● 株主のみなさまへ

(第117回定時株主総会招集ご通知添付書類)

■ 事業報告	2
■ 連結計算書類	20
■ 計算書類	24
■ 監査報告書	26



shaping tomorrow with you

社会とお客様の豊かな未来のために

FUJITSU Way

FUJITSU Way は、富士通グループが今後一層の経営革新とグローバルな事業展開を推進していくうえで不可欠なグループ全体の求心力の基となる企業理念、価値観および社員一人ひとりがどのように行動すべきかの原理原則を示したものです。

すべての富士通グループ社員は、FUJITSU Way を等しく共有し、日々の活動において実践することで、グループとしてのベクトルを合わせ、さらなる企業価値の向上と国際社会・地域社会への貢献を目指してまいります。

企業理念

富士通グループは、常に変革に挑戦し続け
快適で安心できるネットワーク社会づくりに貢献し
豊かで夢のある未来を世界中の人々に提供します

企業指針

目指します

社会・環境	社会に貢献し地球環境を守ります
利益と成長	お客様、社員、株主の期待に応えます
株主・投資家	企業価値を持続的に向上させます
グローバル	常にグローバルな視点で考え判断します

大切にします

社員	多様性を尊重し成長を支援します
お客様	かけがえのないパートナーになります
取引先	共存共栄の関係を築きます
技術	新たな価値を創造し続けます
品質	お客様と社会の信頼を支えます

行動指針

良き社会人	常に社会・環境に目を向け、良き社会人として行動します
お客様起点	お客様起点で考え、誠意をもって行動します
三現主義	現場・現物・現実を直視して行動します
チャレンジ	高い目標を掲げ、達成に向けて粘り強く行動します
スピード	目標に向かって、臨機応変かつ迅速に行動します
チームワーク	組織を超えて目的を共有し、一人ひとりが責任をもって行動します

行動規範

- | | |
|---------------|--------------------|
| ■ 人権を尊重します | ■ 知的財産を守り尊重します |
| ■ 法令を遵守します | ■ 機密を保持します |
| ■ 公正な商取引を行います | ■ 業務上の立場を私的に利用しません |



表紙の写真

風光明媚なチロル地方の谷間を走る、ツィラータール鉄道の蒸気機関車。1909年製の古い機関車が、春から秋にかけて全長32キロの路線を1日1往復。レトロな列車と美しい風景を求めて、世界中から観光客がやってくる。(オーストリア)

株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第117期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）の報告書をお届けするにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

当社は、2015年10月に発表した経営方針のもと、「テクノロジーソリューション」に経営資源を集中し、構造改革を目指す「形を変える」変革、デジタル・テクノロジーをベースとした「つながるサービス」の拡大を目指す「質を変える」変革を両輪としたビジネスモデル変革の実現を目標として掲げております。

ビジネスモデル変革の2年目となる当期は、お客様価値の向上の実現のため、ユビキタスビジネスやニフティのコンシューマービジネスの再編など「形を変える」変革を進める一方で、SE子会社統合によるSEリソースの集中、デジタル革新の加速、サイバーセキュリティに関する統合ヘッドクォーターやデジタルサービス部門の新設など「質を変える」取り組みも進めてまいりました。

その結果、2015年度に実施した変革の効果とともに、好調な国内サービスビジネスなどの本業と合わせ、2016年度は営業利益、当期利益ともに増益となりました。こうした実績や財務状況、今後の経営環境等を総合的に勘案いたしまして、期末配当を1株当たり4円から5円に増配し、年間配当金を9円とさせていただきます。

なお、当期の業績の詳細につきましては、当報告書の4ページをご覧ください。

2017年度は、この2年間で実行したビジネスモデル変革の効果を活かしつつ、成長へ向けて大きく舵を切り、経営方針で掲げた連結業績目標である営業利益率10%へと繋がる年にしたいと考えております。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞ倍旧のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2017年6月

代表取締役会長 山本正巳

代表取締役社長 田中達也



代表取締役会長
山本正巳



代表取締役社長
田中達也

1 企業集団の現況 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

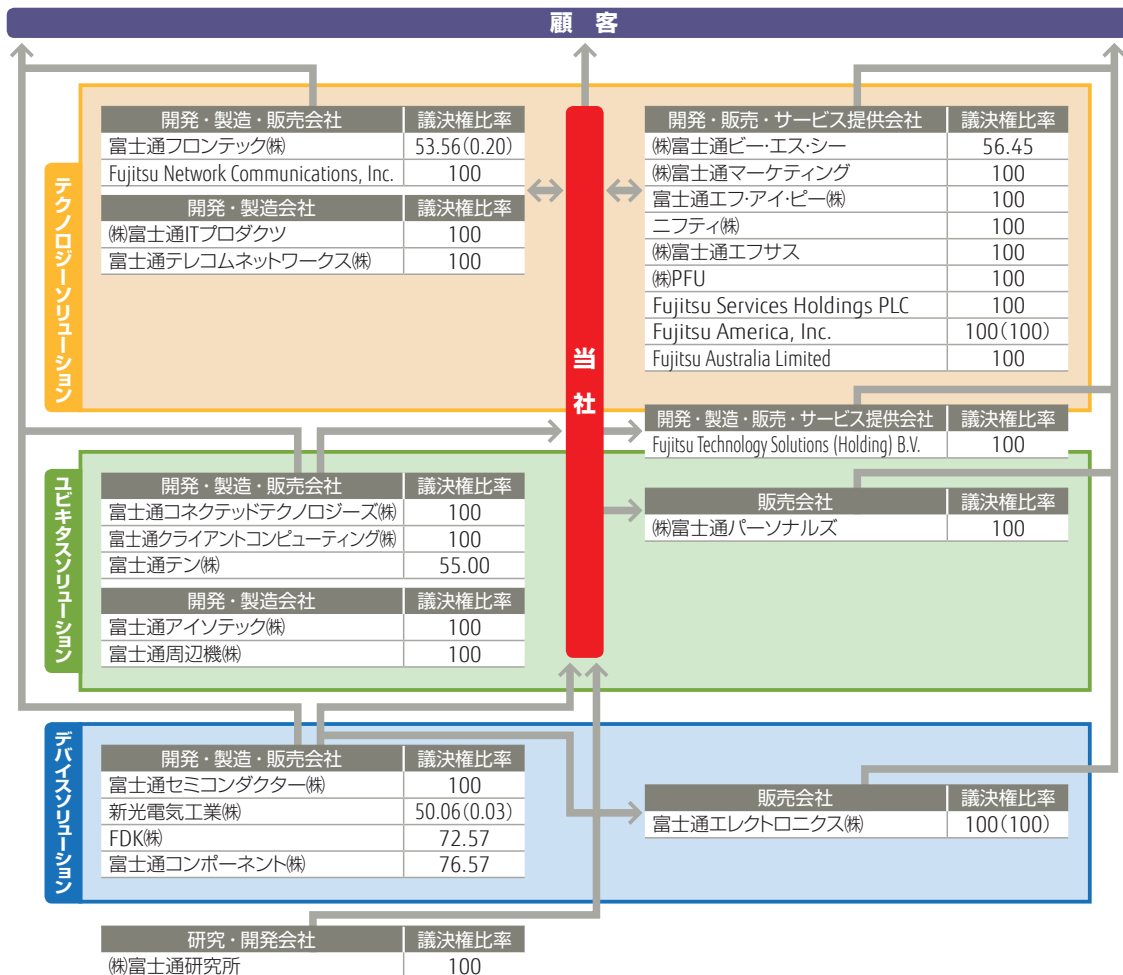
(1) 主要な事業内容 (2017年3月31日現在)

当社グループ（当社および連結子会社）は、ICT分野において、各種サービスを提供するとともに、これらを支える最先端、高性能、かつ高品質のプロダクトおよび電子デバイスの開発、製造、販売から保守運用までを総合的に提供する、トータルソリューションビジネスを行っております。各セグメントにおける主要な製品およびサービスは次のとおりです。

セグメント	主要製品・サービス
テクノロジーソリューション	【サービス】 ○ソリューション／SI ● システムインテグレーション（システム構築、業務アプリケーション等） ● コンサルティング ● フロントテクノロジー（ATM、POSシステム等） ○インフラサービス ● アウトソーシングサービス（データセンター、ICT運用管理、アプリケーション運用・管理、ビジネスプロセスアウトソーシング等） ● クラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS等） ● ネットワークサービス（ビジネスネットワーク等） ● システムサポートサービス（情報システムおよびネットワークの保守・監視サービス等） ● セキュリティソリューション（情報システムおよびネットワーク設置工事等） 【システムプラットフォーム】 ○システムプロダクト ● 各種サーバ（メインフレーム、UNIXサーバ、基幹IAサーバ、PCサーバ等） ● ストレージシステム ● 各種ソフトウェア（OS、ミドルウェア） ○ネットワークプロダクト ● ネットワーク管理システム ● 光伝送システム ● 携帯電話基地局
ユビキタスソリューション	● パソコン ● 携帯電話 ● モバイルウェア（オーディオ・ナビゲーション機器、移動通信機器、自動車用電子機器等）
デバイスソリューション	● LSI ● 電子部品（半導体パッケージ、電池、機構部品、光送受信モジュール、プリント板等）

(2) 重要な子会社等の状況 (2017年3月31日現在)

各セグメントに属する重要な子会社等の状況は、以下のとおりです。



(持分法適用関連会社)

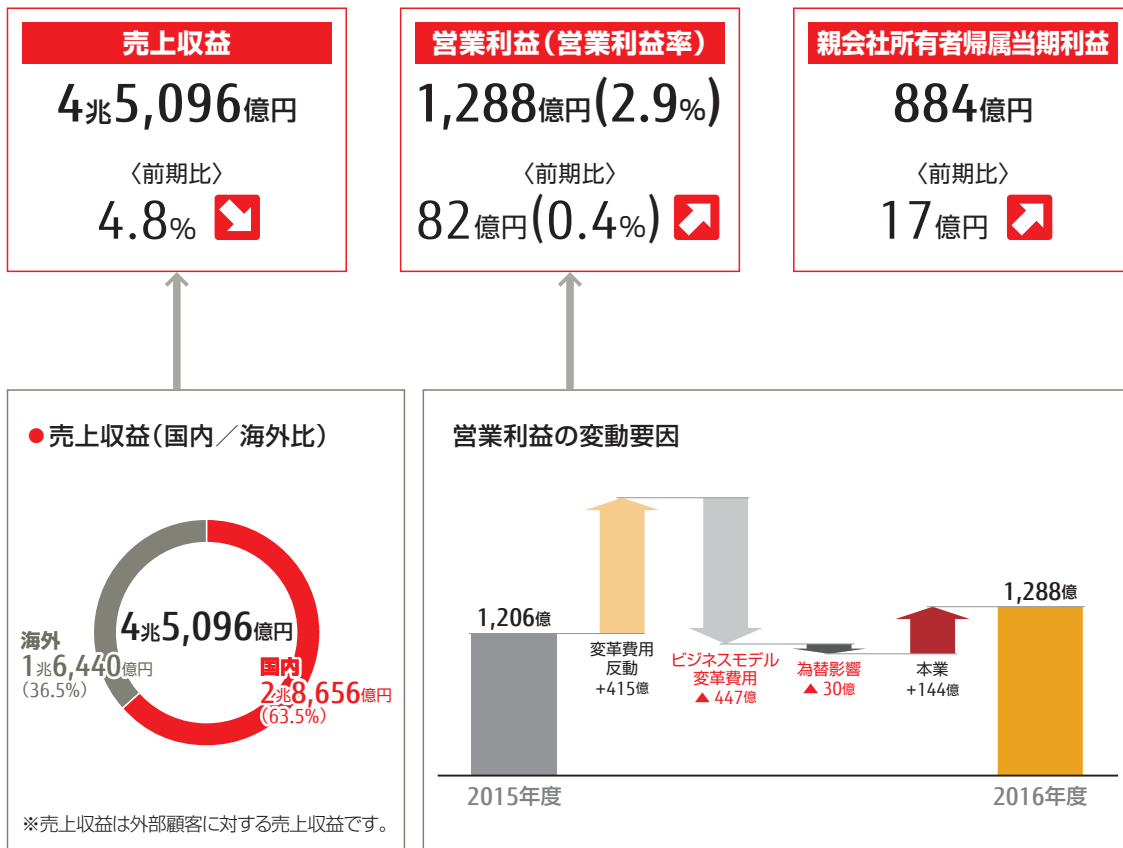
(株)富士通ゼネラル〔44.25〕、富士通リース(株)〔20.00〕、(株)ソオネクスト〔40.00〕等

(注) 会社名の後の〔 〕内の数字は議決権比率(単位:%)であり、()内の数字は間接保有割合を示しており、議決権比率の内数です。

(注) ニフティ株式会社は、2017年4月1日付で、富士通クラウドテクノロジーズ株式会社に商号変更しております。なお、本件の概要については、10頁「重要な企業再編等の状況」をご参照ください。

(3) 事業の経過および成果

■ 全般的な概況



当期の売上収益は4兆5,096億円（前期比4.8%減）となりました。為替の円高による影響が減収の主たる要因であり、為替の影響を除くとほぼ前期並みとなりました。

国内は、ほぼ前期並みです。スマートフォン市場の買換えサイクルの長期化の影響による携

帯電話の出荷台数の減少やスマートフォン向けのLSIの所要量の減少という減収要因がありました。一方、システムインテグレーションおよびインフラサービスにおける売上が堅調に推移したことに加え、法人向けパソコンおよびモバイルウェアが増収となりました。

海外は13.2%の減収です。米国ドル、ユーロ、英国ポンド等に対し円高が進行し、前期比で約2,000億円の減収影響を受けました。また、欧州向けのインフラサービスおよび北米向けのネットワークプロダクトにおける売上が低調で、減収となりました。これらの影響により、海外売上比率は前期から3.5%低下し、36.5%となりました。

営業利益は1,288億円（前期比82億円増）となりました。デバイスソリューションでは、LSIの所要量の減少や為替の円高影響により減益となりました。一方、ユビキタスソリューションでは、法人向けパソコンおよびモバイルウェアの増収効果に加え、パソコンおよび携帯電話においてコストダウンおよび費用効率化が進み、損益が改善したため増益となりました。

なお、当期のビジネスモデル変革費用の計上

額は447億円（前期比31億円増）となりました。この内訳は、海外におけるデジタルサービスビジネスへのシフトおよび効率化に向けた構造改革費用が340億円（内、欧州拠点でのリソースシフトに向けた費用が294億円）、国内データセンター再編費用が39億円、国内外の生産拠点の再編費用が66億円です。

金融収益と金融費用をあわせた金融損益は6億円の損失です。為替差損益を中心に前期比で65億円改善しました。また、持分法による投資利益は69億円（前期比115億円減）となりました。

この結果、税引前利益は1,351億円（前期比33億円増）となりました。

また、親会社の所有者に帰属する当期利益は884億円（前期比17億円増）となりました。

■年初計画との比較

（単位：億円）

	年初計画	当期実績	年初計画比
売上収益	46,000	45,096	△903
営業利益	1,200	1,288	88
親会社所有者帰属当期利益	850	884	34

当期の売上収益は年初計画を903億円下回りました。英ポンドに対する円高進行を中心とする為替の減収影響が主な要因です。ソリューション／SIにおいて堅調に売上を伸ばしたほか、国内および北米向けの需要が大きく伸長したモバイルウェアを中心に、ユビキタスソリューションにおいて増収となりました。一方、欧州を中心に減収となったインフラサービスおよび所要量

が低迷したデバイスソリューションにおいては、年初計画に届きませんでした。

当期の営業利益は年初計画を88億円上回りました。ソリューション／SIおよびユビキタスソリューションにおける増収効果による増益が寄与しました。

営業利益の増額を受け、親会社所有者帰属当期利益は、年初計画を34億円上回りました。

■セグメント別の概況

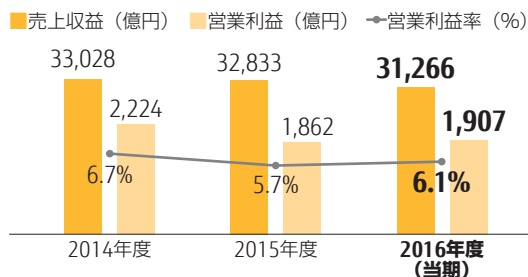
テクノロジーソリューション

当社は、「テクノロジーソリューション」に経営資源を集中することを経営方針に掲げており、同事業を当社の事業の中核としています。

SE子会社を当社に統合してSEリソースを集約したほか、IoT、AIおよびクラウドに関連するリソースを集約したデジタルサービス部門を新設し、また、サイバーセキュリティビジネスの強化および拡大に向けてセキュリティ部門を集約するなど、新たな成長領域であるデジタルイノベーションのグローバルなビジネスの拡大に向けて動き出しています。

こうした取組みのもとで、「テクノロジーソリューション」における当期の売上収益は3兆1,266億円（前期比4.8%減）となりました。

国内は3.0%の増収です。「サービス」においては、システムインテグレーションは金融機関向けの大型プロジェクト商談および官公庁・自治体向けのマイナンバー商談の開発がピークを越えたものの、製造業、サービス業に加え、通信キャリア向けの売上が伸長し、高水準であった前期の売上に上回りました。また、インフラサービスにおいても、アウトソーシングサービスを中心に増収となりました。「システムプラットフォーム」は、ネットワークプロダクトにおいて通信キャリア向けの携帯電話基地局が増加して増収となりました。一方、海外は17.7%の減収です。為替の影響を受けたほか、欧州のインフラサービ



	2014年度	2015年度	2016年度
売上収益内訳			
サービス	27,062	27,651	26,242
システムプラットフォーム	5,965	5,181	5,023
営業利益内訳			
サービス	1,772	1,639	1,500
システムプラットフォーム	452	223	407

スが前期の政府機関向け大型商談の反動を受け減収となり、北米においてもネットワークプロダクトが減収となりました。

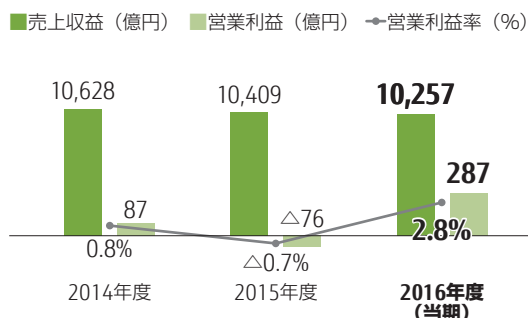
営業利益は1,907億円（前期比45億円増）となりました。海外サービスの減収影響はあるものの、国内サービスの増収効果およびシステムプロダクトにおける為替の円高影響による米国ドル建て購入部材のコストダウン効果により増益となりました。なお、当期は、主として海外拠点でのデジタルサービス関連へのシフトおよび効率化に向けビジネスモデル変革を進め、362億円の変革費用を計上しました。

ユビキタスソリューション

「ユビキタスソリューション」の売上収益は1兆257億円(前期比1.5%減)となりました。国内は1.8%の増収です。携帯電話は、スマートフォン市場の買換えサイクルの長期化の影響により出荷台数が減少し減収となりました。一方、パソコンは法人向けの売上が堅調に推移し、増収となりました。また、モバイルウェアもオーディオ・ナビゲーション機器の売上が前期から伸長しました。

海外は7.6%の減収です。為替影響を除けば、ほぼ前期並みです。欧州向けパソコンが減収となりましたが、モバイルウェアの売上が欧米を中心に伸長しました。

営業利益は287億円(前期比364億円増)となりました。パソコンおよび携帯電話の損益が大きく改善し黒字となりました。パソコンの国内向け

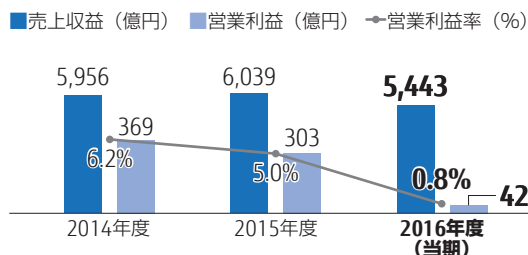


増収効果に加えて、パソコン、携帯電話ともに、コストダウンおよび費用効率化が進み、改善となりました。コストダウンは、部材調達価格の引き下げに加え、為替の円高影響によるものです。モバイルウェアは増収効果により増益となりました。

デバイスソリューション

「デバイスソリューション」の売上収益は5,443億円(前期比9.9%減)となりました。

営業利益は42億円(前期比261億円減)となりました。LSI、電子部品ともに米国ドルに対する円高進行による減収影響で約200億円減少したほか、スマートフォン向けを中心にLSIの所要量が低迷した影響を受けました。また、国内外の電子部品生産拠点の再編費用に40億円を計上したことによりです。



(注) 各セグメントの売上収益には、セグメント間の内部売上収益を含みます。

●その他／消去又は全社について

「その他／消去又は全社」の営業利益は949億円の損失（前期比65億円の悪化）となりました。IoTの活用基盤としての次世代クラウドを中心に戦略投資を拡充したことなどによります。また、前期には、係争案件の和解による見積費用の一時的な減少影響がありました。

（４）企業集団の直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

区 分	2013年度 (第114期)	2014年度 (第115期)	2015年度 (第116期)	2016年度 (当期)
売上収益 (億円)	47,624	47,532	47,392	45,096
国内 (億円)	29,609	28,732	28,450	28,656
海外 (億円)	18,014	18,799	18,942	16,440
営業利益 (億円)	1,472	1,786	1,206	1,288
営業利益率 (%)	3.1	3.8	2.5	2.9
親会社所有者帰属当期利益 (億円)	1,132	1,400	867	884
基本的1株当たり当期利益 (円)	54.71	67.68	41.94	42.83
資産合計 (億円)	31,059	32,711	32,263	31,914
親会社所有者帰属持分 (億円)	5,665	7,900	7,827	8,812
親会社所有者帰属持分比率 (%)	18.2	24.2	24.3	27.6
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	273.79	381.88	378.37	429.80
フリー・キャッシュ・フロー (億円)	475	796	887	1,048

(注) 第115期より、会社計算規則第120条第1項に基づき、IFRS（国際財務報告基準）に従って連結計算書類を作成しております。

(注) フリー・キャッシュ・フローは、営業活動および投資活動によるキャッシュ・フローを合わせたものです。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、常に変革に挑戦し続け、快適で安心できるネットワーク社会づくりに貢献し、豊かで夢のある未来を世界中の人々に提供することを企業理念としております。そのためには、健全な利益と成長を実現し、企業価値を持続的に向上させることが重要と考えております。

情報機器やネットワークの高度化を背景に、社会や経済の至るところでICTの活用が広がり、従来の業界の枠組みを超えた新たなビジネスが生まれるなど、市場構造の変革が進んでおります。消費者の行動が変化し、またグローバルな競争が加速する中で、企業において新しいテクノロジーをビジネスの変革や競争優位の確保に活かす動きが高まっています。また、防災、エネルギー、環境、医療など、社会の抱える様々な課題を解決し豊かな社会の実現に貢献することが、ICTの新たな役割として期待されています。

このような環境下において、当社グループは、テクノロジーソリューションを中核とした真のサービスカンパニーになることを目指しております。自らの改革を進め、お客様のビジネスを支えるとともに、豊かな社会の実現に向け、ICTを通じて貢献してまいります。これに向けて、ビジネスおよび社会におけるイノベーションを通じてICTの活用領域を拡大するとともに、グローバルでのビジネス拡大を進めてまいります。

ビジネス分野については、IoT時代に向けた新しいデジタルテクノロジーを活かしたビジネスのイノベーション創出に取り組んでまいります。同

時に、人に優しい豊かな社会「ヒューマンセントリック・インテリジェントソサエティ」の実現につながる、社会イノベーションの創出を目指してまいります。

グローバルでのビジネス拡大に向けては、当社グループのグローバルな区分であるリージョンと事業部門とのマトリクス体制をさらに進化させます。日本を含めたグローバルな連携を一層進め、グローバルデリバリー体制拡充によるオフショアの徹底活用で成長を加速いたします。

これらの実現に向けて、次世代技術の研究開発やデジタル変革実現へ向けた先行投資にも引き続き注力してまいります。

以上のような課題を不断の努力を積み重ねることにより解決し、快適で安心できるネットワーク社会づくりに貢献できるグローバルな企業として、お客様や社会から信頼されるよう一層の自己革新を図ってまいります。

当社グループは、企業価値の維持・向上の観点からもコンプライアンスを含む内部統制体制の構築および運用を経営の最重要事項の一つと認識し、FUJITSU Wayの「行動規範」に則り、従来からその徹底を図ってまいりました。

しかしながら、当社は、2016年7月に東京電力株式会社（注）向けの電力保安通信用機器の受注調整に関し独占禁止法違反が認定され、排除措置命令および課徴金納付命令を受けたこと（以下、東京電力事案といいます。）に続き、

2017年2月には中部電力株式会社向けハイブリッド光通信装置および伝送路用装置の取引についても独占禁止法違反の認定を受けました。

当社の中部電力株式会社担当の営業担当者は東京電力事案の発覚前からすでに他社との受注調整を取りやめていましたが、当社は、東京電力事案の発覚後、取締役会の決議のもと直ちに社内調査を実施し、中部電力株式会社との取引でも同様の受注調整があることを発見しました。これを受けて、当社は取締役会の承認を得て直ちに課徴金減免申請を行いました。独占禁止法違反の認定にこれまで時間を要しました。

直ちに課徴金減免申請を行ったことにより課徴金の全額免除を受けるとともに、排除措置命令の発令も免除されることになりましたが、改めてこのような事態を招いたことを深く反省し、皆さまに多大なご心配をおかけしていることをお詫び申し上げます。

当社グループは、東京電力事案が発覚した後、コンプライアンスに関する取り組みの一層の強化を対処すべき課題と位置づけ、再発防止に努めてまいりましたが、この取り組みを今後も継続してまいります。

(注) 現 東京電力ホールディングス株式会社

(6) 重要な企業再編等の状況

- ① 当社は、ニフティ株式会社の発行済株式の33.4%を公開買付および株式売渡請求により取得し、2016年7月22日をもって、同社を当社の完全子会社といたしました。
なお、2017年4月1日付で、同社をクラウドを中心とするエンタープライズ向け事業を行う富士通クラウドテクノロジーズ株式会社（同日付で同社から商号変更）とISPを中心とするコンシューマ向け事業を行うニフティ株式会社（新ニフティ）に再編し、当社の保有する新ニフティの全株式を、同日付で株式会社ノジマに譲渡しています。
- ② 当社は、2016年11月1日を効力発生日として、株式会社富士通システムズ・イースト、株式会社富士通システムズ・ウエストおよび株式会社富士通ミッションクリティカルシステムズを当社に吸収合併いたしました。

(7) 設備投資の状況

当期においては、1,285億円（前期比17.6%減）の設備投資を行いました。

テクノロジーソリューションでは、国内外のデータセンターの拡充を中心に、626億円を投資しました。

ユビキタスソリューションでは、パソコン、携帯電話およびモバイルウェアの製造および設計・開発設備等に、126億円を投資しました。

デバイスソリューションでは、LSIの製造設備のほか、新光電気工業株式会社を中心とした電子部品の製造設備等に、合計で438億円を投資しました。

上記セグメント以外では、IT基盤の整備等を中心に、93億円の設備投資を行いました。

(8) 資金調達の状況

当期において、募集株式の発行、社債発行などによる資金調達を実施していません。

(9) 企業集団の主要な借入先の状況

(2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

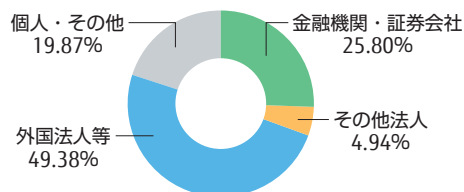
会 社 名	借入金残高
三菱UFJ信託銀行株式会社	42,333
株式会社日本政策投資銀行	30,000
株式会社三井住友銀行	26,012
株式会社三菱東京UFJ銀行	25,134
株式会社横浜銀行	24,000

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2017年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数…………… 5,000,000,000株
- ②発行済株式総数…………… 2,070,018,213株
- ③資本金…………… 324,625,075,685円
- ④当期中の株式の発行 …… 当期中の株式の発行はありません。
- ⑤株主数…………… 148,436名(前期末比12,843名減)

<所有者別持株比率の状況>



⑥大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	88,929千株	4.34 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	84,414	4.12
富士電機株式会社	59,498	2.90
富士通株式会社従業員持株会	58,016	2.83
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	44,293	2.16
株式会社みずほ銀行	36,963	1.80
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	36,798	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	35,423	1.73
朝日生命保険相互会社	35,180	1.72
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	34,330	1.67

(注) 持株比率は自己株式(19,541千株)を除いて計算しております。

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)および日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)の持株数は、各行の信託業務に係るものです。

(注) 株式会社みずほ銀行の持株数のうち、4,250千株は退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託され、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託された信託財産であり、議決権の行使については、株式会社みずほ銀行の指図により行使されることとなっております。

⑦株式に関する重要な事項

当社は、2017年2月7日に、当社株式の海外市場における売出しを決定し、これに応じて富士電機株式会社が当社株式の売却を決定いたしました。当社は、上記売出しに伴う当社既存株主への影響を軽減する目的で、2017年2月8日に、2017年2月9日から2017年3月8日までの間に当社普通株式3,900万株を、総額250億円を上限として取得する旨を決定し、当該期間において、当社普通株式1,826万株を取得価額の総額118億円で取得しました。

(2) 新株予約権等の状況

2017年3月31日現在、当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等はなく、当期に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役および監査役の氏名等（2017年3月31日現在）

地 位	役 位	氏 名	担 当	社外役員	独立役員
代表取締役	会 長	山本 正巳	取締役会議長、指名委員会委員、報酬委員会委員		
代表取締役	社 長	田中 達也	リスク・コンプライアンス委員会委員長		
取 締 役	執行役員専務	谷口 典彦	事業推進全般		
取 締 役	執行役員専務	塚野 英博	CFO、株主・投資家との建設的な対話		
取 締 役	執行役員専務	ダンカン テイト	グローバルビジネス		
取 締 役	—	古河 建純	指名委員会委員長、報酬委員会委員長		
取 締 役	—	須田美矢子		○	○
取 締 役	—	横田 淳	指名委員会委員、報酬委員会委員	○	○
取 締 役	—	向井 千秋	指名委員会委員、報酬委員会委員	○	○
取 締 役	—	阿部 敦		○	○
常勤監査役	—	加藤 和彦			
常勤監査役	—	近藤 芳樹			
監 査 役	—	山室 恵		○	○
監 査 役	—	三谷 紘		○	○
監 査 役	—	初川 浩司		○	○

(注) 当社の独立性基準（詳細については「第117回定時株主総会のご案内」5頁をご参照ください。）に基づき、独立性を判断しております。

(注) 常勤監査役 加藤 和彦氏は、当社のCFOをはじめ当社の財務・経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、同氏は、株式会社富士通ゼネラルの監査役を兼任しております。

監査役 三谷 紘氏は、検事、公正取引委員会の委員などを歴任し、経済事案を数多く取り扱った経験があるため、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役 初川 浩司氏は、公認会計士としてグローバル企業の豊富な監査経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注) 取締役 谷口 典彦氏および取締役 塚野 英博氏は、2017年4月1日付で、執行役員副社長の役位にあります。

(注) 社外役員の重要な兼職の状況は、15頁の「⑤社外役員の兼任の状況、主な活動状況等」に記載しております。

②責任限定契約の概要

当社と非業務執行取締役（注）および監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限られます。

（注） 非業務執行取締役は、社外取締役および取締役 古河 建純氏です。

③取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報酬等の種類				報酬等の 総額
		基本報酬	株式取得型報酬	賞与	その他	
取締役 (うち社外取締役)	12人 (4人)	342百万円 53百万円	34百万円 —	86百万円 —	— —	461百万円 53百万円
監査役 (うち社外監査役)	6人 (3人)	116百万円 40百万円	— —	— —	— —	116百万円 40百万円

(注) 上記には、当事業年度に退任した取締役および監査役を含んでおります。

(注) 取締役の報酬額は、2006年6月23日開催の第106回定時株主総会において、年額6億円以内、監査役の報酬額は、2011年6月23日開催の第111回定時株主総会において、年額1億5千万円以内と決議いただいております。当社は、この報酬額の中で、上記の表の報酬を支給しております。

④役員報酬額等の決定方針

当社は、より透明性の高い役員報酬制度とするべく、2009年10月の取締役会決議により報酬委員会を設置しています。

上記の取締役および監査役の報酬等は、同委員会の答申を受けて取締役会で決定した以下の「役員報酬支給方針」に基づき、決定されています。

役員報酬支給方針

グローバルICT企業である富士通グループの経営を担う優秀な人材を確保するため、また、業績や株主価値との連動をさらに高め、透明性の高い報酬制度とするため、以下のとおり役員報酬支給方針を定める。

役員報酬を、職責および役職に応じ月額で定額を支給する「基本報酬」と、株主価値との連動を重視した長期インセンティブとしての「株式取得型報酬」、短期業績に連動する報酬としての「賞与」から構成する体系とする。

<基本報酬>

すべての取締役および監査役を支給対象とし、その支給額はそれぞれの役員の職責や役職に応じた月額の定額を決定する。

<株式取得型報酬>

- ・業務執行を担う取締役を支給対象とし、長期インセンティブとして、役職に応じて自社株式取得のための報酬を支給する。
- ・自社株式は役員持株会を通じて取得する。なお、取得株式については在任期間中は保有するものとする。

<賞与>

- ・業務執行を担う取締役を支給対象とし、1事業年度の業績を反映した賞与を支給する。
- ・「賞与」の具体的な算出方法は、主として連結売上収益および連結営業利益を指標とし、当期の業績目標の達成度合いに応じて支給額を決定する『オンターゲット型』とする。

なお、「基本報酬」、「株式取得型報酬」、「賞与」の合計額は、株主総会の決議により、取締役は年額6億円以内、監査役は年額1億5千万円以内とする。

【ご参考】役員報酬項目と支給対象について

対 象	基本報酬		株式取得型報酬	賞与
	経営監督分	業務執行分		
取締役	○	—	—	—
業務執行取締役	○	○	○	○
監査役	○	—	—	—

(注) 上記の役員報酬支給方針は、第117回定時株主総会后、改定が予定されています。改定の詳細は、「第117回定時株主総会のご案内」17頁をご参照ください。

⑤社外役員の兼任の状況、主な活動状況等（2017年3月31日現在）

区分	氏 名	重要な兼職の状況	主な活動状況
社外取締役	須田美矢子	・一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 特別顧問 ・明治安田生命保険相互会社社外取締役 ・宇部興産株式会社社外監査役	当期開催の取締役会に100%出席し、国際マクロ経済学および金融政策についての深い見識に基づき、グローバルな観点から発言を行っております。
	横田 淳	・一般社団法人日本経済団体連合会 経団連会長特別アドバイザー	当期開催の取締役会に100%出席し、主に国際政治・経済についての深い見識に基づき、グローバルな観点から発言を行っております。
	向井千秋	・東京理科大学特任副学長 ・国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS) 科学技術小委員会議長	当期開催の取締役会に92.3%（13回中12回）出席し、広範な科学技術についての深い見識に基づき、グローバルな観点から発言を行っております。
	阿部 敦	・株式会社産業創成アドバイザー 代表取締役 ・オン・セミコンダクター・コーポレーション 取締役	当期開催の取締役会に100%出席し、投資関連業務についての深い見識に基づき、投資家視点やグローバルな観点から発言を行っております。
社外監査役	山室 恵	・弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 弁護士・特別顧問 ・株式会社アドバンテスト社外取締役（監査等委員である取締役） ・八千代工業株式会社社外監査役	当期開催の取締役会および監査役会にそれぞれ100%出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
	三谷 紘	・弁護士	当期開催の取締役会および監査役会にそれぞれ100%出席し、法律のみならず、経済、社会など、企業経営を取り巻く事象に関する深い見識に基づき発言を行っております。
	初川 浩司	・公認会計士 ・武田薬品工業株式会社社外取締役（監査等委員である取締役） ・農林中央金庫監事	当期開催の取締役会および監査役会にそれぞれ100%出席し、公認会計士としてのグローバル企業における豊富な監査経験に基づく、財務会計に関する専門的見地から発言を行っております。

(注) 取締役 阿部 敦氏は、株式会社産業創成アドバイザーの代表取締役です。当社と同社には取引関係がなく、競業関係にもありません。

(注) 監査役 山室 恵氏は、株式会社アドバンテストの監査等委員である取締役です。当社は、同社の株式を退職給付の信託財産として保有しております。この株式の議決権は当社に指図権があり、当該議決権の割合は11.40%となります。また、同社は当社の取引先です。

(注) 明治安田生命保険相互会社、宇部興産株式会社、学校法人東京理科大学、八千代工業株式会社、武田薬品工業株式会社および農林中央金庫は、当社の取引先です。

(注) 当社は、当期において、取締役会を13回（内 臨時取締役会1回）開催し、また、監査役会を9回（内 臨時監査役会1回）開催しております。

(注) 社外役員が当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は、2百万円（社外監査役1名）です。

⑥社外役員のコンプライアンスに関する対応

対処すべき課題において記載のとおり、社外取締役および社外監査役の各氏が、当社の社外役員として在任中の2016年7月、当社における、東京電力株式会社（注）向けの電力保安通信機器の受注調整に関し独占禁止法違反が認定され、排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、続く2017年2月には、中部電力株式会社向けハイブリッド光通信装置および伝送路用装置の取引についても独占禁止法違反の認定を受けました。

各社外役員は、コンプライアンス体制を含む内部統制体制の整備に関する基本方針を定め、その運用状況について日ごろから取締役会において報告を受けておりました。

公正取引委員会の立入検査前に営業担当者が既に違反行為をやめていたこともあり、東京電力株式会社（注）向けの取引における違反行為について取締役会が自ら発見するには至りませんでしたが、同違反行為の発覚後、各社外役員は、取締役会の一員として、社内特別調査委員会の立ち上げを主導しました。当該委員会による調査により、中部電力株式会社向けの取引における受注調整が判明したため、各社外役員は、取締役会での議論を通じ、課徴金減免申請を行うことを決定しました。その結果、当社は、当該行為に関し、課徴金の全額免除を受けるとともに、排除措置命令の発令も免れることとなりました。

さらに、社外役員の主導のもと、代表取締役会長、代表取締役社長を含む関係役員の処分についても、取締役会の決議により決定しました。その後においても、各社外役員は、代表取締役社長主導のもとに行われている再発防止活動を継続的に監督しています。

（注） 現 東京電力ホールディングス株式会社

⑦その他会社役員に関する重要な事項

(1)指名委員会・報酬委員会

当社は、役員選任プロセスの透明性・客観性の確保と、役員報酬決定プロセスの透明性・客観性、役員報酬体系・水準の妥当性の確保などを目的として、取締役会の諮問機関である指名委員会、報酬委員会を設置しております。

指名委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」（注）に定めた「コーポレートガバナンス体制の枠組み」と「役員の指名手続きと選定方針」に基づき、役員候補者について審議し、取締役会に答申しております。また、報酬委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「役員報酬の決定手続きと方針」に基づき、定額報酬の水準と、業績連動報酬の算定方法を取締役に答申することとしております。

なお、2017年3月31日時点における両委員会の委員は共に以下のとおりです。

委員長 古河 建純氏

委員 横田 淳氏、山本 正巳氏、向井 千秋氏

なお、2016年7月の上記委員の選任後から当期末までに、指名委員会を5回、報酬委員会を3回開催し、指名委員会においては代表取締役の選定、取締役の選任等、報酬委員会においては役員報酬、賞与等について検討し、それぞれ取締役会に答申しております。

(注) 「コーポレートガバナンス基本方針」の全文は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf>) に掲載しております。

(2) 独立役員会議

当社は、独立役員の活用を促すコーポレートガバナンス・コードの要請に応えつつ、取締役会において中長期の会社の方向性に関する議論を活発化するためには、業務の執行と一定の距離を置く独立役員が恒常的に当社事業への理解を深めることのできる仕組みが不可欠と考え、独立役員会議を設置しています。独立役員会議では、中長期の当社の方向性の議論を行うとともに、独立役員の情報共有と意見交換を踏まえた各独立役員の意見形成を図ります。

当期においては、独立役員会議を6回開催し、経営方針や人材育成、当社および当社グループの業容などについて、情報共有と意見交換を行い、各独立役員の知見に基づき、取締役会に助言を行いました。

(4) 会社の支配に関する基本方針

当社は、企業価値を向上させることが、結果として買収防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、企業価値向上に注力しているところであり、現時点で特別な防衛策は導入いたしておりません。

当社に対して買収提案があった場合は、取締役会は、当社の支配権の所在を決定するのは株主であるとの認識のもと、適切な対応を行います。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社定款第40条に規定される剰余金の配当等における取締役会に与えられた権限の行使に関する基本的な方針は、株主のみなさまに安定的な剰余金の配当を実施するとともに、財務体質の強化および業績の中長期的な向上を踏まえた積極的な事業展開に備えるため、適正な水準まで内部留保を充実することにあります。また、利益水準を勘案しつつ内部留保を十分留保できた場合には、自己株式の取得等、より積極的な株主のみなさまへの利益の還元を行うことを目指しております。

(6) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

(1)当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	555百万円
(2)当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,378百万円

(注) 当社は会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、(1)の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含みます。

(注) 当社の一部の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(注) 監査役会は、当会で決議した「会計監査人の選定及び評価基準」に基づき、前期の会計監査人の監査実績およびその評価を踏まえた当期の監査計画における監査時間・配員計画等の内容、会計監査の職務執行状況、および報酬額の見積りの相当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、各種アドバイザリー業務を委託し、対価を支払っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性および専門性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合その他監査役会が解任または不再任が相当と認める事由が発生した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案内容を決定します。

⑤会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2015年12月22日付で発表した処分の内容の概要

(1)処分対象

新日本有限責任監査法人

(2)処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月
(2016年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

(3)処分理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・ 運営が著しく不当と認められたため。

(7) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項各号および第3項各号に定める体制（内部統制体制）の整備に関する基本方針を決議しております。なお、「内部統制体制の整備に関する基本方針」の全文および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://pr.fujitsu.com/jp/ir/report/2016/n117.pdf>）に掲載しております。

「内部統制体制の整備に関する基本方針」の概要

「内部統制体制の整備に関する基本方針」では、以下をはじめとする富士通グループにおける体制を整備することとしています。

- ・ 業務執行の決定と執行体制

業務執行のトップである代表取締役社長の業務執行権限を執行役員が分担し、経営会議を設置して代表取締役社長の意思決定を補佐することで、経営の効率性を高めることとしています。

また、代表取締役社長が内部統制体制の構築と運用に責任を持つことを明確にし、取締役会は適宜その運用をチェックすることで監督責任を果たすこととしています。

- ・ リスクマネジメント体制

リスク・コンプライアンス委員会を設置して、同委員会が富士通グループとしての全般的な損失リスクをコントロールする体制を整備することに加えて、製品・サービスの欠陥や瑕疵に関するリスク管理体制、受託開発プロジェクトの管理体制、セキュリティ体制および財務上のリスク等を管理する体制を整備することとしています。

- ・ コンプライアンス体制

リスク・コンプライアンス委員会が中心となって、「FUJITSU Way」に掲げられた行動規範の遵守と、富士通グループの事業活動に関わる法規制等の遵守に必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を推進することとしています。

また、併せて財務報告の適正性を確保するための体制、情報開示体制、内部監査体制も整備することとしています。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
■資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	380,695
売上債権	999,238
その他の債権	66,849
棚卸資産	293,163
その他の流動資産	79,052
(小計)	1,818,997
売却目的で保有する資産	23,408
流動資産合計	1,842,405
非流動資産	
有形固定資産	596,649
のれん	41,237
無形資産	153,974
持分法で会計処理されている投資	109,854
その他の投資	181,970
繰延税金資産	132,591
その他の非流動資産	132,818
非流動資産合計	1,349,093
資産合計	3,191,498

科 目	金 額
■負債	
流動負債	
仕入債務	617,706
その他の債務	382,894
社債、借入金及びリース債務	130,788
未払法人所得税	21,740
引当金	75,047
その他の流動負債	191,803
(小計)	1,419,978
売却目的で保有する資産に 直接関連する負債	12,014
流動負債合計	1,431,992
非流動負債	
社債、借入金及びリース債務	354,304
退職給付に係る負債	309,031
引当金	31,363
繰延税金負債	4,788
その他の非流動負債	40,818
非流動負債合計	740,304
負債合計	2,172,296
■資本	
資本金	324,625
資本剰余金	231,640
自己株式	△12,502
利益剰余金	265,893
その他の資本の構成要素	71,636
親会社の所有者に帰属する持分合計	881,292
非支配持分	137,910
資本合計	1,019,202
負債及び資本合計	3,191,498

連結損益計算書 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	4,509,694
売上原価	△3,292,690
売上総利益	1,217,004
販売費及び一般管理費	△1,051,522
その他の損益	△36,621
営業利益	128,861
金融収益	6,559
金融費用	△7,227
持分法による投資利益	6,954
税引前利益	135,147
法人所得税費用	△39,830
当期利益	95,317
当期利益の帰属：	
親会社の所有者	88,489
非支配持分	6,828
合計	95,317

連結持分変動計算書 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位: 百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金
2016年4月1日残高	324,625	233,896	△627	155,930
当期利益	—	—	—	88,489
その他の包括利益	—	—	—	—
当期包括利益	—	—	—	88,489
自己株式の取得	—	△5	△11,877	—
自己株式の処分	—	—	2	—
剰余金の配当	—	—	—	△16,550
利益剰余金への振替	—	—	—	38,024
非支配持分の取得及び売却による増減額	—	△2,251	—	—
子会社の取得及び売却による増減額	—	—	—	—
2017年3月31日残高	324,625	231,640	△12,502	265,893

	親会社の所有者に帰属する持分					親会社の所有者に 帰属する持分合計
	その他の資本の構成要素					
	在外営業活動体の 換算差額	キャッシュ・ フロー・ヘッジ	売却可能金融資産	確定給付制度の 再測定	その他の資本の 構成要素合計	
2016年4月1日残高	11,308	△386	58,036	—	68,958	782,782
当期利益	—	—	—	—	—	88,489
その他の包括利益	△16,437	404	18,711	38,024	40,702	40,702
当期包括利益	△16,437	404	18,711	38,024	40,702	129,191
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△11,882
自己株式の処分	—	—	—	—	—	2
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△16,550
利益剰余金への振替	—	—	—	△38,024	△38,024	—
非支配持分の取得及び 売却による増減額	—	—	—	—	—	△2,251
子会社の取得及び売却 による増減額	—	—	—	—	—	—
2017年3月31日残高	△5,129	18	76,747	—	71,636	881,292

	非支配持分	資本合計
2016年4月1日残高	143,458	926,240
当期利益	6,828	95,317
その他の包括利益	1,068	41,770
当期包括利益	7,896	137,087
自己株式の取得	△2	△11,884
自己株式の処分	—	2
剰余金の配当	△2,851	△19,401
利益剰余金への振替	—	—
非支配持分の取得及び売却による増減額	△10,544	△12,795
子会社の取得及び売却による増減額	△47	△47
2017年3月31日残高	137,910	1,019,202

〈ご参考〉要約連結包括利益計算書（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額
当期利益	95,317
その他の包括利益	
純損益に振り替えられることのない項目	
確定給付制度の再測定	39,975
純損益にその後に振り替えられる可能性のある項目	
在外営業活動体の換算差額	△15,515
売却可能金融資産	18,577
持分法適用会社のその他の包括利益持分 他	△1,267
	1,795
税引後その他の包括利益	41,770
当期包括利益	137,087
当期包括利益の帰属:	
親会社の所有者	129,191
非支配持分	7,896
合計	137,087

〈ご参考〉要約連結キャッシュ・フロー計算書（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前利益	135,147
減価償却費、償却費及び減損損失	188,297
その他増減	△73,113
営業活動によるキャッシュ・フロー	250,331
投資活動によるキャッシュ・フロー	△145,479
財務活動によるキャッシュ・フロー	△98,896
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	5,956
現金及び現金同等物の期首残高	380,810
現金及び現金同等物の為替変動による影響	△2,797
現金及び現金同等物の期末残高	383,969

（注） 要約連結包括利益計算書及び要約連結キャッシュ・フロー計算書については、会社法における連結計算書類に含まれておりませんが、参考資料として表示しております。

（注） フリー・キャッシュ・フローは104,852（百万円）です。

フリー・キャッシュ・フローは営業活動および投資活動によるキャッシュ・フローを合わせたものです。

計算書類

貸借対照表 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
■資産の部	
流動資産	
現金及び預金	17,805
受取手形	901
売掛金	522,701
有価証券	160,000
商品及び製品	43,764
仕掛品	4,218
原材料及び貯蔵品	8,095
前渡金	2,383
繰延税金資産	27,490
未収入金	189,195
その他	17,489
貸倒引当金	△288
流動資産合計	993,756
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	98,763
構築物（純額）	3,090
機械及び装置（純額）	1,395
車両運搬具（純額）	1
工具、器具及び備品（純額）	36,565
土地	51,427
建設仮勘定	7,039
有形固定資産合計	198,283
無形固定資産	
ソフトウェア	68,734
その他	8,449
無形固定資産合計	77,183
投資その他の資産	
投資有価証券	144,565
関係会社株式	552,598
関係会社長期貸付金	41
破産更生債権等	367
前払年金費用	44,103
その他	34,254
貸倒引当金	△988
投資その他の資産合計	774,942
固定資産合計	1,050,409
資産合計	2,044,166

科 目	金 額
■負債の部	
流動負債	
電子記録債務	18,747
買掛金	496,201
短期借入金	64,372
1年内返済予定の長期借入金	50,405
1年内償還予定の社債	20,000
リース債務	1,296
未払金	29,917
未払費用	109,526
未払法人税等	5,791
前受金	79,207
預り金	16,439
工事契約等損失引当金	8,473
製品保証引当金	4,637
関係会社事業損失引当金	41,470
役員賞与引当金	86
環境対策引当金	60
その他	728
流動負債合計	947,361
固定負債	
社債	180,000
長期借入金	145,223
リース債務	2,036
繰延税金負債	35,621
電子計算機買戻損失引当金	4,777
環境対策引当金	3,832
資産除去債務	8,798
その他	1,037
固定負債合計	381,327
負債合計	1,328,688
■純資産の部	
株主資本	
資本金	324,625
資本剰余金	
その他資本剰余金	166,296
資本剰余金合計	166,296
利益剰余金	
利益準備金	15,100
その他利益剰余金	
特別償却準備金	19
繰越利益剰余金	165,541
利益剰余金合計	180,660
自己株式	△12,502
株主資本合計	659,080
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	56,397
評価・換算差額等合計	56,397
純資産合計	715,477
負債純資産合計	2,044,166

損益計算書 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	2,034,508
売上原価	1,546,361
売上総利益	488,146
販売費及び一般管理費	503,218
営業損失 (△)	△15,072
営業外収益	
受取利息	250
受取配当金	46,269
為替差益	830
その他の金融収益	2,214
営業外収益合計	49,565
営業外費用	
支払利息	1,022
社債利息	1,759
貸倒引当金繰入額	4
関係会社事業損失引当金繰入額	17,033
その他の金融費用	779
営業外費用合計	20,599
経常利益	13,893
特別利益	
固定資産売却益	2,047
抱合せ株式消滅差益	21,816
特別利益合計	23,863
特別損失	
減損損失	5,927
特別損失合計	5,927
税引前当期純利益	31,829
法人税、住民税及び事業税	△5,655
法人税等調整額	△7,478
法人税等合計	△13,133
当期純利益	44,963

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月12日

富士通株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 梅村 一彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋田 毅 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松本 暁之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小山 浩平 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士通株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、富士通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月12日

富士通株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 梅村 一彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋田 毅 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松本 暁之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小山 浩平 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士通株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- なお、事業報告に記載のとおり、当社は、昨年7月に東京電力株式会社向けの電力保安通信用機器の取引に関し公正取引委員会から独占禁止法違反が認定されたことに続き、本年2月には中部電力株式会社向けハイブリッド光通信装置等の取引についても独占禁止法違反の認定を受けました。監査役会としては、当社グループ全体でコンプライアンスに関する取り組みの強化を推進し、再発防止の徹底に努めていることを確認しております。今後ともコンプライアンスに関する取り組みの強化が図られるよう注視してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月15日

富士通株式会社		監査役会		
常勤監査役	加藤 和彦	Ⓔ		
常勤監査役	近藤 芳樹	Ⓔ		
社外監査役	山室 恵	Ⓔ		
社外監査役	三谷 紘	Ⓔ		
社外監査役	初川 浩司	Ⓔ		

(注) 監査役 山室恵、三谷紘および初川浩司の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

以 上

当社グループでは、「ヒューマンセントリック・インテリジェントソサエティ」の実現に向け、先端技術の研究開発に取り組んでいます。当期における研究開発費の総額は1,739億円となりました。

研究成果の事例

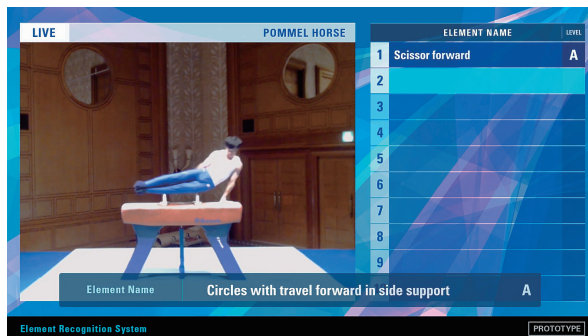
スポーツ × ICT



**「ヒューマン・エンパワーメント」として、
人の動きや情報などのデータ分析から今までにない知見を見つけ活用することで、
人の行動を支援する技術の研究開発を行っています。**

近年の体操競技においては、選手の技術進歩もめざましく、目視での正確な判定が求められる審判員の負担が増大する傾向にあります。そこで、当社グループでは、3Dレーザーセンサーと骨格・技認識技術を開発し、より公平かつ正確でリアルタイムに体操競技の採点を支援する技術を開発しました。

さらに、選手の動きを追跡するプレイヤーモーショントラッキング技術と自由視点映像生成技術を加え、体操競技の他にも、バスケットボール界へ「スマートアリーナソリューション」として提供し、3Dモーションデータのリアルタイムな分析によるプレイヤーのスキルやチーム力の向上、通常はカメラが置けない方向からの迫力ある映像などの新たな視聴スタイルによるエンターテインメント性の向上を図ります。



図：3Dセンシングの映像イメージ。

(3Dレーザーセンサーにより人の動きを正確に測定し、技を特定、表示する。審判員の負担が軽減されるだけでなく、リアルタイム採点によって、体操競技がぐっと分かりやすくなる。)

上記の他の研究開発の状況、最新のトピックスに関しましては、当社および富士通研究所のWEBサイト (<http://www.fujitsu.com/jp/labs/>) ならびにFUJITSU JOURNALをご覧ください。

* バーコード読み取り機能付の携帯電話またはスマートフォンを利用して、上のQRコードを読み取り、当社ウェブサイト(FUJITSU JOURNAL)にアクセスし、該当案件の詳細をご参照いただけます。なお、操作方法の詳細につきましては、お持ちの携帯電話またはスマートフォンの取扱説明書をご確認ください(インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ウェブサイトをご利用いただけない場合があります)。なお、QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

* 上記サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

株式事務のご案内

株主名簿管理人 〒100-8212
特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱場所 〒100-8212
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
同連絡先、同郵送先 〒137-8081
東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
(0120)232-711(通話料無料)
(0120)094-777(通話料無料)
(9:00~17:00(土日祝日は受付を行っておりません。))
株式事務お手続き用紙の請求
(0120)244-479(通話料無料)
(0120)684-479(通話料無料)
(自動音声応答で24時間受付)
三菱UFJ信託銀行ホームページからもご請求いただけます。
<http://www.tr.mufg.jp/daikou/>

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
基準日
定時株主総会関係 3月31日
配当金受領株主決定日 3月31日および9月30日
公告方法 電子公告
当社は公告を下記ホームページに掲載しております。
<http://pr.fujitsu.com/jp/ir/kk/>
上場証券取引所 東京、名古屋

ご注意

1. 株主様の住所変更、配当金の振込指定、買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっておりますので、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関(三菱UFJ信託銀行)にお問い合わせください。
なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店でもお取り扱いいたします。
3. 未受領の配当金(除斥期間が経過したものを除く。)につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

IR資料請求についてのご案内

当社IRサイト (<http://pr.fujitsu.com/jp/ir/>) にて、IR資料をご請求いただけます。
ご希望の方は、下記ご請求方法をご参照のうえ、ご請求ください。

【ご請求方法】

- ① 当社IRサイトにアクセスし、右横の「資料請求」をクリックしてください。
- ② 「IR資料ご請求フォーム」に必要事項を入力してください。
- ③ ご入力内容をご確認のうえ送信していただき、完了となります。

【IR資料一覧】

・富士通グループ 統合レポート(日本語版)



富士通株式会社

〒211-8588 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
<http://www.fujitsu.com/jp/>

